109	337,600	374,900	407,800	143	362,400		
110	338,600	375,400	408,300	144	362,700		
111	339,800	376,000	408,800				
112	341,000	376,500	409,300	145	363,000		
				146	363,400		
113	342,100	377,000	409,500	147	363,900		
114	343,200	377,400	410,000	148	364,400		
115	344,300	378,000	410,500				
116	345,400	378,500	411,000	149	364,700		
				150	365,200		
117	346,600	378,900	411,300	151	365,700		
118	347,600	379,400	411,800	152	366,200		
119	348,600	380,000	412,300				
120	349,600	380,400	412,800	153	366,500		
121	350,500	380,600	413,100				
122	351,400	381,100	413,600				
123	352,400	381,600	414,100				
124	353,400	381,900	414,600				
125	354,500	382,500	414,900				
126	355,000	383,000					
127	355,600	383,500					
128	356,200	384,000					
129	356,600	384,300					
130	357,000	384,800					
131	357,500	385,300					
132	357,900	385,800					
133	358,300	386,100					
134	358,700	386,600					
135	359,200	387,000					
136	359,600	387,500					
137	360,000	387,800					
138	360,400	388,300					
139	360,800	388,800					
140	361,200	389,300					
141	361,400	389,600					
142	361,900						

再任用職員						
備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。	251,100	256,300	287,900	313,600	331,700	358,900

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第七条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項に規定する場合　次に掲げる国会職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務をした国会職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）

イ　管理監督職員　一万二千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額

ロ　指定職給料表の適用を受ける国会職員　イの両議院の議長が協議して定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二　前項に規定する場合　同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額

第七条の三第一項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ中「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

第七条の五第四項中「、住居手当及び単身赴任手当」を「及び住居手当」に改める。